

平成23年2月28日
役員会承認

大分大学における公的研究費の使用に関する行動規範

国立大学法人大分大学（以下「本学」という。）の公正な研究遂行を確保・充実していくためには、公的研究費を使用する本学研究者及びこれを支援する者（以下「教職員」という。）が、常に自らの行動を律することが重要である。

教職員は職種にかかわらず、社会に対して公的研究費の使用に関する説明責任があることを十分自覚して、その透明性の確保・向上に努めなければならない。その自覚の下に、教職員は、次に掲げる項目を研究活動に係る行動の柱として、適正な業務遂行に励まなければならない。

- 1 教職員は、公的研究費の不正使用が本学におけるすべての教育・研究に深刻な影響を与えることを自覚し、大分大学における公的研究費の不正使用防止計画を踏まえて行動しなければならない。
- 2 教職員は、研究の実施、公的研究費の使用に当たっては、関係法令・学内規則等を遵守しなければならない。
- 3 教職員は、公的研究費が国民の税金や多方面からの支援であることを認識し、公正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、その使用に関する説明責任を果たさなければならない。
- 4 教職員は、公的研究費の使用について相互に円滑なコミュニケーションを図り、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 教職員は、公的研究費の取扱いに関する説明会等に積極的に参加し、事務処理手続を理解しなければならない。
- 6 教職員は、公的研究費の使用について強い倫理意識を持って、常に公私の別を明らかにしつつ、業者等への対応に細心の注意を払い、節度を持って行動しなければならない。

附則 令和4年11月22日見直し